

議第145号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井 孝治

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(6)の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、
「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。